

社会福祉法人都島友の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人都島友の会(以下「当法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員、理事及び監事(以下「役員等」という。)の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等には、職務実態に応じて報酬を支給する。

(種類)

第3条 役員報酬は、常勤役員等に対する報酬月額、及び非常勤役員等が当該会議
その他法人業務のための出勤等に対し支給する報酬日額とする。

(退職手当)

第4条 役員等には、退職手当は支給しない。

(支給額)

第5条 常勤役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。

2 非常勤役員等に対する報酬の額別表2に定める額とする。

(当法人職員との併給)

第6条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対する役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

(報酬の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する役員報酬は、他の職員の給与の支払日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

(旅費)

第8条 大阪府外に居住する非常勤役員等が当該会議に出席するために要する旅費、及び職務のため出張したときは、当法人旅費規則により支給する。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項第二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日より施行する。

令和 元年 6 月 14 日 一部改正

令和 2 年 4 月 1 日 一部改正

別表1(常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 500,000円
常務理事	月額 400,000円
理事	月額 200,000円

別表2(非常勤役員の報酬)

(1) 評議員

	日 額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人の業務のための出勤	10,000円
決議の省略による開催の場合	10,000円

(2) 理事

	日 額
理事会への出席	15,000円
上記の他、法人の業務のための出勤	15,000円
決議の省略による開催の場合	15,000円

(3) 監事

	日 額
監事監査への出席	15,000円
上記の他、法人の業務のための出勤	15,000円
決議の省略による開催の場合	15,000円

別表3(職員給与との併給)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
常務理事	月額 200,000円
理事	月額 50,000円